

評価項目・得点	評価の理由
<p>実績 15 / 50点</p>	<p>構造改革特区は小泉内閣下、民間開放や規制改革の一環として、5年間の時限立法として制定され、安倍内閣下、さらに5年延長された。また、安倍内閣以降、地方再生という目的のもとに限定され、それ以降、地方再生の手段として扱われてきた。また、福田、麻生の両内閣の関心は薄くなっている。平成21年6月に至るまで合計15次の提案募集が実施され6,182件の特区提案が寄せられた。認定された特区計画数は累計1,082件、全国化を相殺すると381件となっているが、提案数、認定数とも減少傾向が顕著である。また内実をみるとNPOによって提案されたボランティアによる有償輸送は全国化されたが、手続きがより複雑になり参加NPO数は減少している。株式会社立大学（LEC、サイバー大学）は問題を引き起こしているが6年を経ても対応策は打ち出されていない。どぶろく特区は地域特性を守るため全国化していないが、すでに88箇所と同種の特区が始まり、先行の利は薄くなっている。全般に実績は芳しくないといえるだろう。</p>
<p>実行過程 7 / 20点</p>	<p>構造改革特区制度は、小泉内閣以降、所掌大臣がめまぐるしく、大臣名の変更とともに10名が交代している。また、実施体制にも変化があり、施行当初は構造改革特区推進本部であったが、2007年10月より「地域活性化本部」に統合されている。そのため提案者や国民には大変わかりにくい制度になっている。特区認定は評価委員会によって行われているが、全国化件数を増やすことに主眼が置かれており、農業への参入企業の撤退や、株式会社立大学による設置審違反問題など、特区によって生じた諸問題について十分に議論されていない。また、5年の時限立法であるからこそ、制度全体の見直しが必要と思われる。第1次立法の際、評価委員会から簡易な提案書が出されているが、制度全体を客観的かつ包括的に評価するものにはなっていない。また、現行制度においても評価を行う予定はない。したがって、各案件ごとについても、制度全体についても評価が十分に機能しているとはいえず、PDCAサイクルが回っていないといえるだろう。</p>
<p>説明責任 5 / 30点</p>	<p>構造改革特区制度は、その所掌がめまぐるしく変わり、明示の説明はなかった。そのため有権者および利用者にはわかりにくい制度である。また公開情報も整理が不十分である。提案数、認定数が減少するなか、なし崩し的に、5年の時限を経て、フェイドアウトしてしまう可能性も否めない。納税者、有権者、あるいは利用者への説明責任という点から、構造改革特区がもたらした効果と課題について、きちんと総括評価を行い、説明すべきである。また、株式会社立大学など問題を引き起こした際の責任の所在が不明瞭で、早急な対策が求められている。</p>